

さいたんのビジネス・コート 見学会

令和4年10月にオープンしたビジネス・コートを、
裁判所ナビゲーターのさいたんが案内するよ。



こんにちは。さいたんです。
プロフィールはウェブサイト
で紹介しているよ。

[https://www.courts.go.jp/
saiyo/saitan/index.html](https://www.courts.go.jp/saiyo/saitan/index.html)



(庁舎入口付近)



(庁舎玄関付近)

Q ビジネス・コートって？

A 正式名は「知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎」です。知的財産権紛争の裁判、商事・経済紛争の裁判、事業再生・倒産処理の裁判といったビジネスに関する裁判を集中して取り扱う日本初の裁判所です。

Q どこにあるの？

A 東京メトロ・東急中目黒駅から徒歩約8分で、目黒川沿いにあります。目黒川の桜並木は上流から下流にかけて約4kmに及び、その中心部に位置するビジネス・コートにも桜が植えられており、目黒川に面した敷地の一部は憩いの場として地域の住民の方に開放されています。



(開花時期の目黒川)



(庁舎1階フロアガイド)

Q ビジネスに関する部署を集中させたのはなぜ？

A ビジネスに関する手続に特化した部署を集めることで、より一層の専門性、迅速性や国際性を兼ね備えた司法サービスが可能となり、ユーザーにとって利用しやすい裁判所をコンセプトとしています。

Q 法廷のモニターは何に使うの？

A ウェブ会議による口頭弁論などで利用します。ユーザーが実際に裁判所に出頭せずに手続を進めることができるため、より効率的かつ迅速な裁判進行が期待できます。

他にも、特許関係訴訟の技術説明会でプレゼンテーションが行われる際も、利用されています。



(法廷)



(ウェブ会議スペース)

Q ここは何をするところ？

A ここはウェブ会議等を行うためのスペースです。裁判官はここで、弁護士事務所など裁判所外にいる当事者とも手続を行うことができるため、柔軟にコミュニケーションを取り合い、迅速に手続を進めることができます。

Q 今後の裁判手続のデジタル化の予定は？

A ビジネス・コートでは扱わない家事事件や刑事事件についても、さらなる裁判手続のデジタル化による司法アクセスの向上が期待されています。
※詳しくは11ページをご覧ください。



(裁判長席のさいたん)

最後に、東京地裁の中吉徹郎所長代行からコメントをいただきました。



(中吉所長代行とさいたん)

ビジネス・コートでは、デジタル機器を活用し、様々な工夫を凝らした新しい審理運営にチャレンジしています。引き続き、所属する裁判官や書記官、各種専門職員と、部署の垣根を越えて相互に連携し、当事者、代理人の声にもよく耳を傾け、複雑化・グローバル化が進むビジネス関連紛争を適切に解決していきたいと思っています。

裁判所めぐり

令和5年11月に開催した、開庁1周年記念シンポジウムの様子を紹介するよ。



(本多所長挨拶の様子)

シンポジウムの開催にあたり、本多知成知的財産高等裁判所長が挨拶を行いました。開庁1周年を迎え、「今後も、国際的な観点も考慮しながら、ビジネス関連訴訟の拠点として、最新のデジタル技術も積極的に活用し、充実した審理の下でスピード感をもって紛争の適正な解決を図り、皆様の期待に応えるように努めてまいりたい」と挨拶しました。



(模擬裁判の様子)

シンポジウムに先立ち、架空の事件を題材に、大型モニターを活用した口頭弁論手続（争点説明会）の実演を行いました。デジタルツールの活用により、争点の内容をビジュアルでわかりやすく理解できるため、相互理解や争点整理の促進が期待されています。

シンポジウムでは、ビジネス・コートにおける審理・各種取組を紹介した後、「ビジネス・コートへの期待」をテーマにしたパネルディスカッションを実施しました。ディスカッションではビジネス・コートの3つのコンセプトである「Professional」「Speedy, Accessible」「International」について、裁判官と研究者、弁護士、経済界の実務家が様々な角度から意見交換を行いました。



(庁舎外観の様子)

ビジネス・コートにおける手続については、以下のサイトをご覧ください。

知的財産高等裁判所

<https://www.ip.courts.go.jp/index.html>

東京地方裁判所商事部、倒産部、知的財産権部

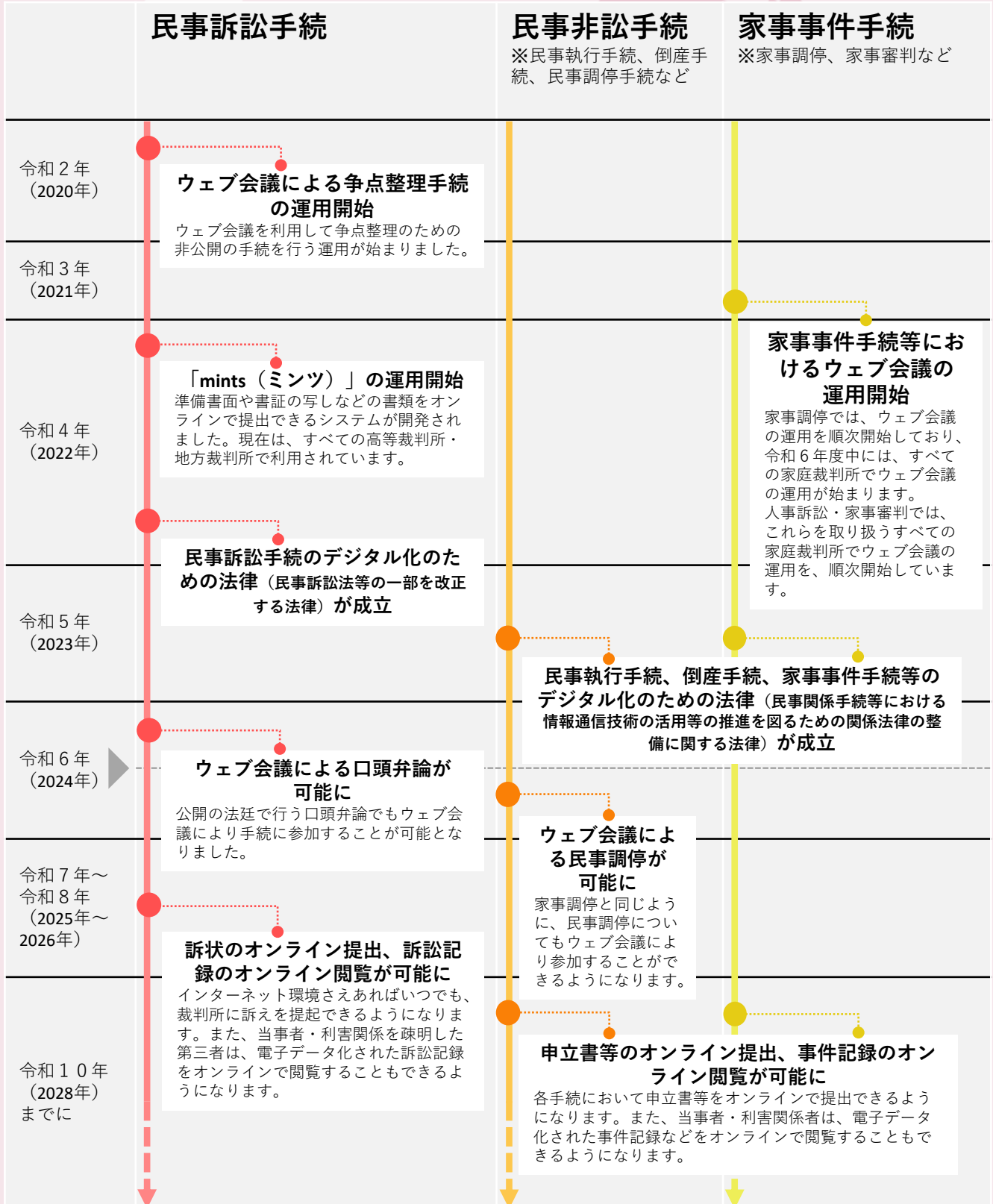
https://www.courts.go.jp/tokyo/about/syozai/tokyo_nakameguro/index.html



裁判手続のデジタル化のスケジュール

裁判所では、デジタル技術を活用することで、より良い司法サービスの提供を目指した取組を行っています。

裁判手続のデジタル化は、主に民事訴訟手続の分野を中心に進んでおり、その他の分野についても検討が進んでいます。



（刑事事件手続についての検討状況）

刑事事件手続のデジタル化については、書類の電子データ化・発受のオンライン化を始めとした捜査・公判手続のデジタル化の実現に向けて、政府において、必要な法案の検討が進められています。裁判所においても、このような動きに適切に対応するとともに、必要となるシステムの在り方等について検討を行っています。